

観 観 産 第 5 1 4 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

都道府県知事 殿

観光庁長官

「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について

今般、「新高速乗合バスへの移行後・一本化後の従前の高速ツアーバス等に該当する運行形態の取扱いについて」（平成 2 6 年 1 月 2 4 日付け国自旅第 3 9 9 号・国自安第 2 4 5 号・国自整第 2 9 1 号・観観産第 5 1 3 号）により「「高速バス表示ガイドライン」の策定について」（平成 2 4 年 6 月 2 9 日付け観観産第 1 3 4 号）を廃止したことを踏まえ、「企画旅行に関する広告の表示基準等について」を別紙のとおり一部改正しましたので、了知願います。

また、別添写しのとおり（一社）日本旅行業協会会長、（一社）全国旅行業協会会長に対して周知徹底を要請したところですが、旅行業協会非加盟の第 2 種旅行業者、第 3 種旅行業者、地域限定旅行業者及び旅行業者代理業者に対して周知徹底をお願いいたします。